時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千四百三十六號　火曜日
明治廿二年十月八日
舊曆己丑九月十四日（丁巳）
日出午前五時四十二分　日入午後五時十四分
月出午前四時二十一分　月入午後四時二十三分
滿潮午前四時三十七分　午後四時五十九分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

人種論（昨日の續）

如何なる人民に就ても論ず可き心理上の二大元素は氣力と才智との二つなれども一個人もしくは人種の成效に關し氣力の働は才智に比して最も大切なるものなり羅馬の末年に際し其人材は決して初代の時に讓らず有名なる畫人、演說家、著述者等は續々輩出せしかども唯武骨殺風景にして國事惟れ憂ふる所の氣力家を欠きたり羅馬は唯是等の氣力家を欠きたる故を以て其才智は甚だ劣等なれども却て氣力に富める人民の爲めに滅されぬ其他古開明國羅甸、希臘がアラビヤ蠻族の征服する所と爲りたるも亦その一例にして歷史上にその事例甚だ少なからず氣力は斯の如く人民歷史上の發達に欠く可らざる要素なりと雖も其文明を談ずるには主として人民の才智如何を問はざるを得ず但し其才智は創造的にして苟くも模倣的なる可らず往時のホイニシア人、今の蒙古人及露西亞人の如く單に模倣的の才智を有する所の人民は幾分か他邦の文明に近づく事を得べきも決して文明其物をして進步せしむること能はず然れども古代の希臘人及び中世のアラビヤ人の如く一種の才智に富みたる人民は世界一般の進步に與りて力なきにあらず表面一通りの觀察にては銘々その精神と外貌とを異にする所の人民にして一人種を組成するが如きものもなきにあらずと雖も少しく注意して之を見るときは其外面の相違せる中に所謂人民の國性とも云ふべき一人種に普通なる一種の特性あることを發見す可し英國人、日本人及黑人の如きは其例の著しきものにして是等の人種の國性なるものは永代の間、同一の媒介、同一の慣例、同一の訓範の影響を蒙りて一種の特性を養成したるものなり人種は猶は動物の種屬の如く極めて雜駁なるものあり又然らざるものあれども要するに雜駁の度少なきものは即ち人種の本色純一なるものにして例へば古代のブリトン、サクソン、ノルマン人種の相合して今の英國人種を混成したるが如し然るに之に反して其人民の團體たゞ集合するのみにして十分に混同せざるときは其種類常に純一ならずして到底一大人種を打成すること能はず且つ人種の混合ますく純一なるときは其勢力强盛にして隨て其進步も速かなれども其反對に思想、口碑、訓範、利害等相異なるものあるときは屢ば分離背戾の患を免れずして其進步は常に遲々たるのみならず時に或は全く停止する事さへなきにあらず是に由て之を見れば一國人民の歷史を知らんとするに其人民の組成されたる根元を研究すること大切にして且つ人民と云へる詞は決して人種と同意味ならざる事を知る可し元來帝國、人民もしくは邦國とは政治上の管轄を同うし地理上の區域を同うし兼て又同一なる制度法律を遵奉する一團體の人民を稱するものにして其團體は同一の人種より成立する事もあれども又幾樣の人種を混ずる事もなきにあらずして其種類の不同甚しきときは到底之れを混同歸一するの望ある可らず蓋し此幾多異樣の人民が事情止むを得ずして一團體の下に生活することは印度人が歐洲人に從屬したるが如き場合の例もなきにあらずと雖も其間に同一の慣例を造出することは望む可らざる所にして彼の幾種幾樣の人民を網羅したる大帝國なるものは武力腕力に依て之を壓抑したるに過ぎず唯その相違の甚だしからざる人民が互に相混じ絕えず彼是交通して地味、氣候、慣例、訓範を同うすること久しければ次第に混同して二三世紀の後には或は一新人種を成すにも至る可し異種の人種混同して一種となりたるの例は甚だ稀なる事なれども余は曾て漫遊中ガリシヤの內部なるタトラス山の麓に離居する住民中にこれを目擊したる事あり其記事は巴里地學協會雜誌に載せたり世界の年歲を經るに隨ひ人種は次第に固定し異種の混同に依て變化することも亦隨て稀れなれども歷史以前の時代、人類遺傳の力未だ强からず慣例及び生活の形狀未だ定まらざる時に當りては外物の勢力非常にして吾々人類が其影響を蒙ること今日より甚だしかりしが文明の進步は大に其勢力を減殺して吾人をして其影響を避けしむるに至りたれども唯その避く可らざるものは過去の影響にして人類の成長するに隨ひ遺傳の力は次第に重大のものとなれり但し遺傳の勢力の人種の混合に與て大に力あることは事實疑ふ可らざる所なれども實際に於ては雙方の人數に非常の相違なくして且つ形體及び精神上の組織も兩つながら甚だしき懸隔なきを要するものと知る可し（未完）

官報

○遞信省告示第百九十六號
來十月十六日ヨリ左ノ電信局ヲ三等トシ各同地郵便局ト合併シ其事務ヲ取扱ハシム
但シ當分ノ內歐文電報歐字及亞刺比亞數字ヲ記入シタル和文電報ハ取扱ハス
明治廿二年十月七日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

	電信局名	合併局稱
上野國南甘樂郡	大間口電信局	大間口郵便電信局
武藏國大里郡	熊谷電信局	熊谷郵便電信局
信濃國上伊那郡	伊那電信局	伊那郵便電信局
遠江國磐田郡	見附電信局	見附郵便電信局
越中國上新川郡	滑川電信局	滑川郵便電信局
土佐國高岡郡	須崎電信局	須崎郵便電信局
越後國西頸城郡	絲魚川電信局	絲魚川郵便電信局
伊豫國西宇和郡	八幡濱電信局	八幡濱郵便電信局
武藏國兒玉郡	本庄電信局	本庄郵便電信局
尾張國中嶋郡	一ノ宮電信局	一ノ宮郵便電信局
越前國南條郡	武生電信局	武生郵便電信局
下野國下都賀郡	栃木電信局	栃木郵便電信局
伊賀國阿拜郡	上野電信局	上野郵便電信局
飛驒國大野郡	高山電信局	高山郵便電信局
淡路國津名郡	洲本電信局	洲本郵便電信局
羽後國北秋田郡	大館電信局	大館郵便電信局
同國平鹿郡	橫手電信局	橫手郵便電信局

雜報

○法典編纂　條約改正と法典編纂とは全く相離れて別物なりと云ひ又或は條約の爲めに法典の編纂を急ぐものなりとも云ひ或は法典整はざれば一旦新條約は改正せらるゝも治外法權は其儘なりと云ひ諸說紛々たる法典の編纂を時の急不急に拘らず兎に角取急ぎて取調ぶるは事實にて爲に世人は山田法律取調委員長を目して新條約案の大贊成者なりとは噂せし事の實際も亦山田伯が新條約案を贊成するの形跡明かなりと知らるれども之を贊成するも非とするも其はその人々の意向に任じて差閊へなかる可しと雖も新條約案に可否の議論囂しき爲め其餘勢は每も法典編纂に及び法律取調委員中にも今日の國情民俗に照して法典の編纂を取急ぐ可き時に非ずとの意見を抱くものもありて何か議論あるやに聞及びしが此頃聞く所に據れば山田伯も亦法典上の事に就き大隈伯と其持說の小異する所ありと云へり元來法典の編纂には其主任山田伯あれば獨り此間に大隈伯の小異說を插む筈もなければ多分此風說は誤傳なる可しと推せらるれども若し條約改正と法典編纂とが密接の關係を有するものならば時々兩伯の談合する事もある可し然れども世に噂するが如く斯る小異說の爲めに贊成論者が俄かに非贊成者に一變するが如き事はなかる可しと云へり

○英佛の請求　東京駐在の英公使フレザー氏（昨日の本紙上にブランケットとあるは誤り）が稍に大隈外務大臣と新條約案に就て數回の談判を開き其後本國政府に問合せ中のところ昨今に至り又々云々する所ありと昨日の本紙に記せしが佛國も亦最初の模樣と違ひ何か事面倒に請求し來りその請求の要點英佛兩國略々相似たりとの事にて英佛は內に相通じてこの談判に取掛るものゝ如しと噂せり實際の如何は審かならざれども初め米獨露が各々一己の意見を以て調印したるとは大に其趣を異にして此方は相變らず國別談判なれども先方は穴勝然かならざるの傾きありと深く穿て話す人あり對等條約を企望する人々は憤懣に堪へざる事なるべしと云へり

○有栖川參謀總長　播州舞子濱に滯在中なりし有栖川參謀總長宮及同御息所は陸路去る五日歸京されたる由

○演說は相撲よりも面白し　政談演說と云へば他の學術演說などに比しては熱心に且つ華やかなれば說の可否は措き一寸聞きたる處にても一種の妙味を覺ゆるものあるより聽衆常に多く廣き芝居場の如きも蟻の這ひ出づる穴なき迄に詰込みて尙ほも場外には數千の聽衆我れ先きにと押合ひへし合ふ爲めに警官の厄介になるものある程の混雜を引起すとあるが殊に昨今の演說は條約改正の大問題にして度々の演說に中止斷行兩論者も共に口も慣るれば場にも慣れ反對黨を一言の下に罵倒する手際などは感服の外なければ局所々々に至る每
に滿座の聽衆は吾
擧げて拍手喝采す
氣を皷舞し警官が
ツヽケロと叫ぶな
風情ありて最とも
受けざりし爲人體
說は相撲より面白
を是れも同じく側
共有樣に凝目し居

○學生大演習　陸
共に本月中旬頃よ
於て軍學實地研究
にて目下其準備中

○砲勢信管の發射
前九時頃より麴町
京砲兵工廠の製造
ひて信管の發射試

○高知の特信
兩派の軋轢益々熾
黨と警帝政派の軋
於て決して復た見
其熱沸騰に逹し
するものは一言一
れば其人の行爲は
評し往々奇怪の珍
きて伊東物部、井上
しマッチ製造に從
は他に依る所あり
關なりと稱する高
山の次狂言と題し
と冒頭に書出し自
髮山の狂言を演し
蔭なりしか此頃復
縣知事時任氏が未
かに同氏に談して
林拂下けを內願せ
ツト承引して此意
林區署長に照會し
政府の山林取締法
能はず是に於て該
にして取締付らず
しめ程よく外面を
特質の事に取極め
京せしめて斡旋盡
り而して他の一方
慶次氏に賣却して
に運びたる樣に書
僞朋あり國家を愛
等が目下重要問題
に不正の營利手段
れば是れ無實無根
等の讒言も亦甚だ
接被害者の一人高
記事は已れを侮辱
次で伊東物部氏等
相手取り誹毀の告
日報の大經言と題
右親方とは暗に板